

東日本大震災により被災された皆様へ

～ 財形持家融資制度の特例措置のご案内 ～

(独)雇用・能力開発機構から事業主等を通じて財形持家融資を受けて現在返済中の方で、東日本大震災により被災された方については、返済方法を変更することができます。

返済方法の変更内容

- (1) 返済を最長5年間にわたり、猶予することができます。
また、返済の猶予期間中は最大で1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方の金利とします。
- (2) 返済期間を最長5年間延長することができます。

対象となる方

- (1) 勤務先が損害を受け、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難勧告等を受け、生活に相当の費用が必要な方

お問い合わせ先

具体的な条件等については、

- ・現在ご返済中の財形融資業務取扱金融機関 又は
 - ・(独)雇用・能力開発機構 勤労者財産形成部回収課
- までお問い合わせください。

TEL:0120(989)534(通話料無料) FAX:045(683)1267
(受付時間:9:00～18:00)

ホームページ:<http://www.ehdo.go.jp/>